

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号 損害賠償請求事件

原 告 林 修 外163名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(2)

(責任論について〔原告ら準備書面(3)に対する反論〕)

平成31年2月25日

福島地方裁判所いわき支部合1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

同

同訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清
青 木 介

小 谷 健 太 郎

川 見 史 博

棚 村 博 幸

田 中 幸 也

青 木 翔 太 郎

三 森 健 司

堀 口 拓 也

第1 はじめに

平成30年4月4日付「答弁書」及び同年8月17日付「答弁書」において主張したとおり、原告らによる民法上的一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「被告の故意・過失」という責任要件をそれぞれ加重するものであるところ、被告が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は被告の責任原因を何ら左右しないものであり、被告の責任を基礎付けるに当たって「被告の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。

また、これらの事情に係る審理を行うことによって審理が長期化することは、迅速な賠償の実現を阻害し、原告らとの間における本件訴訟外の賠償手続においては責任原因について争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることとも大きく均衡を欠く結果となる。

そもそも、原賠法3条1項の原子力事業者の無過失責任規定は、過失責任に基づく民法上の不法行為の規定に関する特別法として位置付けられるものであり、原子力事故の結果放出される放射性物質の影響による損害は広範囲に及び、多数の被害者が発生することが想定されるが、他方で、高度科学技術に基づく原子力発電所における過失の認定は容易ではないなどの基礎事情を踏まえて、迅速な被害救済を実現することをその趣旨とするものと解される。

したがって、我が国の法制度の下においては、原子力事故に起因する原子力損害については民法規定に優先して原賠法に基づく紛争解決が行われることが想定されていると解されるのである。

この点については、貴府の平成30年3月22日判決（以下「第1陣訴訟判決」という。）をはじめとする多くの裁判例¹も、原子力事故については民法上

¹ 水戸地裁平成20年2月27日判決（判例時報2003号67頁）、東京高裁平成21年5月14日判決（判例時報2066号54頁）、前橋地裁平成29年3月17日判決（判例時報2339号14頁）、千葉地裁平成29年9月22日判決、福島地裁平成29年10月10日判決（判例時報2356号3頁）等。

の不法行為の規定の適用はなく原賠法3条1項の規定のみが適用される旨判示している。

以上より、本件訴訟の審理においては、被告の賠償責任に関し、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害との間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。

第2 被告の主張

1 前提

これまでにくり返し主張してきたとおり、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は、その適用を排除され、本件訴訟では被告の過失の審理も本来不要である。

また、以上の点を措いて、念のため慰謝料増額事由の有無という観点から被告の過失の有無を論ずるにしても、一般に過失とは、「ある結果の発生が予見可能であったにもかかわらずその結果の発生を防止すべき措置を探らなかったこと、いいかえれば予見可能な結果に対する回避義務に違反したこと」と定義されるところ（森嶋昭夫「不法行為法講義」196頁参照）、以下に詳述するとおり、本件地震とそれに基づく本件津波によって発生した本件事故について、被告に予見可能性が認められる余地はない。そのため、予見可能性が認められることを前提とする結果回避義務違反についても、そもそも観念することもできないのである。

以上を踏まえつつ、以下では被告の過失に関する原告らの主張に対して反論し、被告の主張を明らかにする。

2 予見可能性について

(1) 予見可能性の対象について

ア 原告らは、本件における予見可能性の対象として、本件津波ないしそれと同程度の津波の発生まで予見し得る必要はなく、本件原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の津波発生の予見可能性があれば足りると主張する。

しかしながら、原告らが主張する津波規模と実際に生じた本件津波とは程度も規模も異なるものであるから、そのような仮想的な津波によって本件事故と同程度の事象が生じ、本件原発から放射性物質が放出されるに至ることについて具体的な主張・立証が必要であると解されるところ、この点は何ら自明ではない上、原告らによって具体的な主張・立証もなされていない。

被告としても、配管破裂等に起因する内部溢水対策を講じるという見地から、本件原発について原子炉建屋階段開口部への堰の設置、原子炉建屋1階電線管貫通部トレーナハッチの水密化、原子炉建屋最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化に加え、タービン建屋についても、非常用電気品室エリアの堰の嵩上げ、非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化、及び復水器エリアの監視カメラ・床漏えい検知機の設置等の様々な溢水対策を実施していた。また、安全性向上という見地から、津波による浸水対策としても津波が発生した場合の浸水ルートになると考えられる海水配管ダクト内への止水壁の設置、海水配管ダクト内の配管及びケーブルトレイの止水処理等も講じていたものである。したがって、仮に本件津波が

敷地高に遡上したとしても、それによって直ちに電源喪失に至るものではなく、本件原発の運転にどのような影響が生じるかは、遡上した津波が本件原発の設備・機器にどのような影響を与えるかによって決まるものであり、本件津波の程度に至らない津波が遡上したと仮定した場合に、いかなる場合に全電源喪失という本件事故と同様の事象に至るかについては不明であり、予見することは不可能であったといわざるを得ない。

もとより本件事故は、まさに敷地高を大幅に上回る未曾有の津波（1～4号機でO. P. +最大15.5メートル、局所的にはO. P. +17メートルにも及ぶ。）が襲来し、建屋内部に対する圧倒的な水量、水流、及び水圧による浸水を招いたこと等により、非常用ディーゼル発電機だけではなく配電に必要な電源盤（M／C、P／C）、さらには直流バッテリーまでもがほぼ全面的に被水したために、ここまで事態に至ったものである。

今回事故を起こした1～4号機においても、2号機及び4号機の空冷式ディーゼル発電機自体は被水しなかったが、いずれもタービン建屋地下1階に設置されていたM／C（高圧配電盤）が被水したために機能喪失した。

仮に本件津波の浸水高が敷地高と同レベルに留まった場合に本件事故と同じように全電源喪失（配電盤や直流バッテリーを含む全面的機能喪失）まで至ったことについては、原告らはその蓋然性を基礎付ける主張立証を行っていない。

イ さらに、原告らの主張は結果回避可能性の観点からも問題がある。すなわち、本件事故は、まさに過去に想定されていなかった連動型巨大地震の

発生により、最大でO. P. + 15. 5メートル、局所的にはO. P. + 17メートルにも及ぶ浸水高をもたらした津波により、相当量の海水が圧倒的な水圧で一気に建屋地下まで浸水・冠水したことにより引き起こされたものである。そのため、たとえ被告において、原告らがいうような実際に起こった本件津波よりも規模の小さなO. P. + 10メートル超の高さの津波を想定して何らかの対策を仮にとっていたとしても、現実に生じた本件津波が上記のような態様であったものである以上、そのような対策によって本件事故を回避することが可能であったなどということはできない。

ウ したがって、本件において被告の結果回避義務を基礎付ける予見可能性の対象としては、あくまで本件津波ないしそれと同程度の津波の発生と考えるべきである。

(2) 予見可能性の程度について

予見可能性は、具体的な結果回避義務を導き出す程度の具体性が必要であり（森島昭夫「不法行為法講義」191頁）、津波の予測という不確かな自然現象に対する予見可能性について、単に抽象的な漠然とした危惧感や不安感で足りると解することはできない。

原子炉施設の安全性評価においては、一定の代表的な事故発生原因（これを「設計基準事象」という。）を確定的に想定し、それに対してどれだけ十分な余裕をもって安全対策が講じられているかという見地からの評価がなされ

る。かかる評価手法は、想定する事故発生原因の発生確率を問題にすることなく（定量化することなく）、常にその発生を前提にして安全性を検証することから、「確定論的安全評価手法」（「決定論的安全評価手法」ともいう。）という。地震や津波の予測については、試験や実験をすることができないため、専門家間においても様々な見解があり得るが、あくまで原発の安全性を評価する場面においては、上記確定論的安全評価手法の考え方従って、後述する土木学会の策定した「津波評価技術」に基づき設計想定津波を確定的に想起することが必要となる。

したがって、かような原子炉施設の安全性評価の基本思想からしても、被告の結果回避義務を基礎付けるほどの予見可能性があったといえるためには、原告らの主張するような津波発生についての漠然とした危惧感や不安感では足りず、少なくとも、客観的かつ合理的な根拠をもって設計基準事象として取り込めるほどの科学的知見が存したとは認められないというべきである。

（3）本件のような津波の予見について

被告は、本件事故に至るまで、本件原発について、我が国において定着し国際的にも認められている「津波評価技術」に基づき津波対策を講じてきたとともに、最新の科学的・専門的知見についても評価・検討の上で必要な対策を講じてきたものである。また、長期評価や貞觀津波といった未確立の知見についても不断の調査を続けるとともに、確率論的津波評価手法の研究を続けていた。

こうした本件事故以前の科学的知見を踏まえれば、客観的・合理的な根拠

に基づき、本件原発の所在地において本件津波ないしこれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波ですら、その発生を予見することはできず、本件原発が全電源喪失に至るというような事態も予見することはできなかつた。

したがって、被告が2002年（平成14年）あるいは遅くとも2006年（平成18年）までに巨大地震の発生と津波襲来による本件原発の全電源喪失を予見し得たにもかかわらず、事故防止策を講じるべき義務を怠ったとの原告らの主張は、その前提において全く理由のないものである。ましてや、遅くとも2008年（平成20年）の段階において、「過失にとどまらず、未必の故意が認められる」などという原告の主張は、明らかに失当である。

3 結果回避義務違反の有無について

被告に結果回避義務が成立するには、当該結果を生じさせる事象の発生（本件では前述したとおり本件津波ないしはそれと同程度の津波）を予見し得たことが必要である。

しかしながら、上記2で述べたとおり、本件では、原告らの主張する2002年（平成14年）ないしは2006年（平成18年）時点で、被告において、本件津波又はそれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波の発生すら予見できなかつたものであるから、当該結果を回避するための義務自体観念できないというべきである。

結果回避義務は、本件事故時点において、物理的・技術的に可能な義務である必要があるところ、原告らの結果回避義務に係る主張は、いずれも本件事故

の教訓を踏まえて採られた対策について、その物理的・時間的可能性を検証することなく、後付けの主張をしているに過ぎず、いずれも失当というほかない。

4 まとめ

前に述べたとおり、本件事故による原子力損害については、民法709条の過失責任は問題とならず、専ら原賠法3条1項の無過失責任のみが問題となる。したがって、被告としては、過失論は、本来必要はないものであるという立場に変わりはないので、簡潔に反論したところである。

以上を踏まえ、念のために検討してみても、本件事故の発生に関しては、予見可能性及び結果回避義務違反のいずれの面からしても、被告に慰謝料増額を基礎付けるような故意ないし重過失はもちろんのこと、過失自体が認められる余地はない。

よって、過失論に関する原告らの主張はいずれも失当である。
換言すれば、原告らは第1陣訴訟判決を縷々論難するようであるが、この点に関する第1陣訴訟判決こそ正当である。

第3 原告らの主張に対する認否

1 「はじめに」について

原告ら準備書面(3)の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「第1章 福島第一原子力発電所の概要及び本件事故の経緯」について

(1) 同「第1 軽水炉型原子炉の安全性の確保の要は冷却システムであること(甲B第1号証)」について

認否の限りでない。ただし、引用されている各証拠(甲B1、甲B2)に同様の記載があるという点について特に争うものではない。

(2) 同「第2 福島第一原子力発電所の配置について」について
認否の限りでないが、本件原発についての説明であり、被告としても事実
関係については特に争うものではない。

(3) 同「第3 本件事故の経過と概要」について
平成30年4月4日付「答弁書」20頁以下をはじめ、これまでに述べて
きたとおりである。

なお、本件事故は、まさに過去に想定されていなかった連動型巨大地震の
発生により、最大でO. P. + 15. 5メートル、局所的にはO. P. + 1
7メートルにも及ぶ浸水高をもたらした津波により、相当量の海水が圧倒的
な水圧で一気に建屋地下まで浸水・冠水したことにより引き起こされたもの
である。

3 「第2章 原子力損害賠償法（原賠法）と民法」について

(1) 同「第1 民法709条が適用されるべきであること」について
争う。

被告がくり返し主張し、かつ、第1陣訴訟判決をはじめとする多くの裁判
例もこれを是認しているとおり、原子力事故については民法上の不法行為の
規定の適用はなく原賠法3条1項の規定のみが適用される。

(2) 同「第2 原子力損害賠償法3条においても過失は斟酌されるべきである
こと」について
争う。

(3) 同「第3 原賠法と民法の関係についての第一陣判決の内容とその問題点」
について
争う。

原賠法と民法の関係について判示した第1陣訴訟判決は、正当な法解釈を貫徹するものであり、これを論難する原告らの主張は失当である。

4 「第3章 被告の責任」について

(1) 同「第1 民法709条に基づく損害賠償請求の要件について」について
不法行為責任を主張する際の一般的な要件事実論の整理であるから、認否
の限りでない。

(2) 同「第2 被告に課された予見義務の内容及び本件で被告が予見すべき対
象」について
争う。

原告らが被告の主張として整理しているように、被告らの主張は平成30
年4月4日付「答弁書」28頁等で主張したとおりである。

すなわち、本件事故当時、被告はおろか、政府機関を含む我が国のどの地
震に係る専門機関も今回のような複数震源領域における連動型地震及びそれ
に伴う巨大津波の発生を予見できず、また実際に予見していなかった。

よって、長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専
門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震
によって発生したような高い津波(O. P. +15. 5m)が発生することを具体的に予見
することは不可能であった。

したがって、予見可能性が認められない以上、「長期評価」公表後に本件地
震によって発生したような高い津波が発生すること予見すべき義務を観念す
ることもできないのであるから、被告がかかる予見義務を懈怠したという過
失が認められることはない。

(3) 同「第3 被告には予見可能性はもちろん未だ故意が認められること」
について

争う。

本書面の第2で述べたとおり、原告らの主張は失当である。

(4) 同「第4 原告らの主張は既出の資料及び専門家証人によって裏付けられたこと」について

争う。

平成30年4月4日付「答弁書」12頁以下等で主張したとおり、地震本部による長期評価は、あくまで各領域における地震発生について指摘しているに留まり、今回のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード9.0、津波マグニチュード(Mt)9.1クラスの巨大地震・巨大津波までをも想定するものではなかった。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011(平成23)年1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲な震源域の連動」は示されていない。

また、この「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

さらに、地震本部の発表した長期評価は、現在に至るまで国内原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、どれだけの幅、長さの断層が生じるのか、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。本件地震がそうであったように、長さ500km、幅200kmの範囲で、最大

すべり量50mの断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O.P.+15.5m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

(5) 同「第5 本件原子力発電所事故の発生に至るまで『津波評価技術』が、波源の設定を含めて津波対策の唯一の基準であったとする被告の主張は合理性を欠くこと」について
争う。

(6) 同「第6 予見可能性についてのまとめ 一被告には未必の故意までみとめられること」(原文ママ)について
争う。

(7) 同「第7 被告に結果回避義務違反が認められること」について
争う。

本書面の第2で述べたとおり、原告らの主張は失当である。

(8) 同「第8 被告の責任に関するまとめ」について
争う。

以上